

【表紙】

| | |
|----------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成18年4月19日 |
| 【発行者名】 | ケネディクス不動産投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 宮島 大祐 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目6番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | ケネディクス・リート・マネジメント株式会社 財務企画部長 田島 正彦 |
| 【電話番号】 | 03-5288-7629 |
| 【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】 | ケネディクス不動産投資法人 |
| 【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 2,272,900,430円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成18年4月3日付をもって提出した有価証券届出書（平成18年4月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成18年4月19日開催の役員会において、本投資法人は、発行価格及び売出価格等を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正箇所及び訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(8) 申込期間

(11) 払込期日

(13) 手取金の使途

第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 本邦以外の地域における発行

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

| | | | |
|----------------|-------------------|-------------------------------------|-------------|
| 割当先の氏名又は名称 | | 野村證券株式会社 | |
| 割当口数 | | 3,970口 | |
| 払込金額 | | 2,302,600,000円(注) | |
| 割当先の内容 | 本店所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 執行役社長 古賀 信行 | |
| | 資本の額(平成17年3月末日現在) | 10,000,000,000円 | |
| | 事業の内容 | 証券業 | |
| | 大株主(平成17年3月末日現在) | 野村ホールディングス株式会社 100% | |
| 本投資法人との関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している割当先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当先が保有している本投資法人の投資口の数(平成17年10月末日現在) | 206口 |
| | 取引関係 | 国内募集の共同主幹事証券会社です。 | |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 | |
| 本投資証券の保有に関する事項 | | 該当事項はありません。 | |

(注) 払込金額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

(前略)

(注 2) 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

| | | | |
|----------------|-------------------|-------------------------------------|-------------|
| 割当先の氏名又は名称 | | 野村證券株式会社 | |
| 割当口数 | | 3,970口 | |
| 払込金額 | | 2,272,900,430円 | |
| 割当先の内容 | 本店所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 執行役社長 古賀 信行 | |
| | 資本の額(平成17年3月末日現在) | 10,000,000,000円 | |
| | 事業の内容 | 証券業 | |
| | 大株主(平成17年3月末日現在) | 野村ホールディングス株式会社 100% | |
| 本投資法人との関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している割当先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当先が保有している本投資法人の投資口の数(平成17年10月末日現在) | 206口 |
| | 取引関係 | 国内募集の共同主幹事証券会社です。 | |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 | |
| 本投資証券の保有に関する事項 | | 該当事項はありません。 | |

(注) の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

2,302,600,000円

(注) 発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

2,272,900,430円

(注) の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注1) 発行価格は、平成18年4月19日(水)から平成18年4月21日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格決定日」といいます。)に国内募集(後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行」に定義します。)において決定される発行価額と同一の価格とします。

(注2) 本第三者割当の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成18年5月1日(月)とします。

< 訂正後 >

1口当たり572,519円

(注) 本第三者割当の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成18年5月1日(月)とします。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

(8) 【申込期間】

< 訂正前 >

平成18年5月30日(火)

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、国内募集における申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げることがあります。申込期間は国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日であり、従って申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成18年5月26日(金)」となることがありますのでご注意ください。

< 訂正後 >

平成18年5月26日(金)

(注)の全文削除

(11) 【払込期日】

< 訂正前 >

平成18年5月30日(火)

(注) 払込期日については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、国内募集における申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げることがあります。払込期日は国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日であり、従って払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成18年5月26日(金)」となることがありますのでご注意ください。

< 訂正後 >

平成18年5月26日(金)

(注)の全文削除

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当における本投資法人の手取金（上限2,302,600,000円）については、本第三者割当と同日付をもって決議された国内募集における手取金（29,214,600,000円）及び海外募集における手取金（13,508,200,000円）と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」に記載の取得予定資産をはじめとする新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金等に充当します。

（注）上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本第三者割当における本投資法人の手取金（上限2,272,900,430円）については、本第三者割当と同日付をもって決議された国内募集における手取金（28,837,782,030円）及び海外募集における手取金（13,333,967,510円）と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」に記載の取得予定資産をはじめとする新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金等に充当します。

（注）の全文削除

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本邦以外の地域における発行

<訂正前>

(前略)

公募による新投資口発行の発行投資口総数は73,660口の予定であり、国内募集50,370口及び海外募集23,290口を目処に募集を行う予定ですが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格決定日に決定されます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

公募による新投資口発行の発行投資口総数は73,660口であり、国内募集50,370口及び海外募集23,290口の募集が行われます。

(後略)

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

(1) 本投資法人は、平成18年4月3日(月)開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、国内募集及び海外募集を決議していますが、これらの募集のうち、国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、野村證券株式会社がケネディクス株式会社から3,970口を上限として借り入れる本投資証券の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社がケネディクス株式会社から借り入れた本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の返却に必要な本投資証券を野村證券株式会社に取得させるために行います。

また、野村證券株式会社は、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の5営業日前の日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資証券は、その口数のすべてが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(1) 本投資法人は、平成18年4月3日(月)開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、国内募集及び海外募集を決議していますが、これらの募集のうち、国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内募集とは別に、野村證券株式会社がケネディクス株式会社から借り入れる本投資証券3,970口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社がケネディクス株式会社から借り入れた本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の返却に必要な本投資証券を野村證券株式会社に取得させるために行います。

また、野村證券株式会社は、平成18年4月25日(火)から平成18年5月19日(金)までの間

(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資証券は、その口数のすべてが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)